宮崎市介護予防・生活支援サービス事業（第１号事業）への移行についての留意点

介護保険課介護予防係

宮崎市では、要支援の認定を受けている方の更新時期にあわせて順次、第１号事業へ移行することとしており、その詳細は以下のとおりとなっています。

（要支援の認定を受けている方全てが平成２９年４月から一斉に移行するわけではありません。）

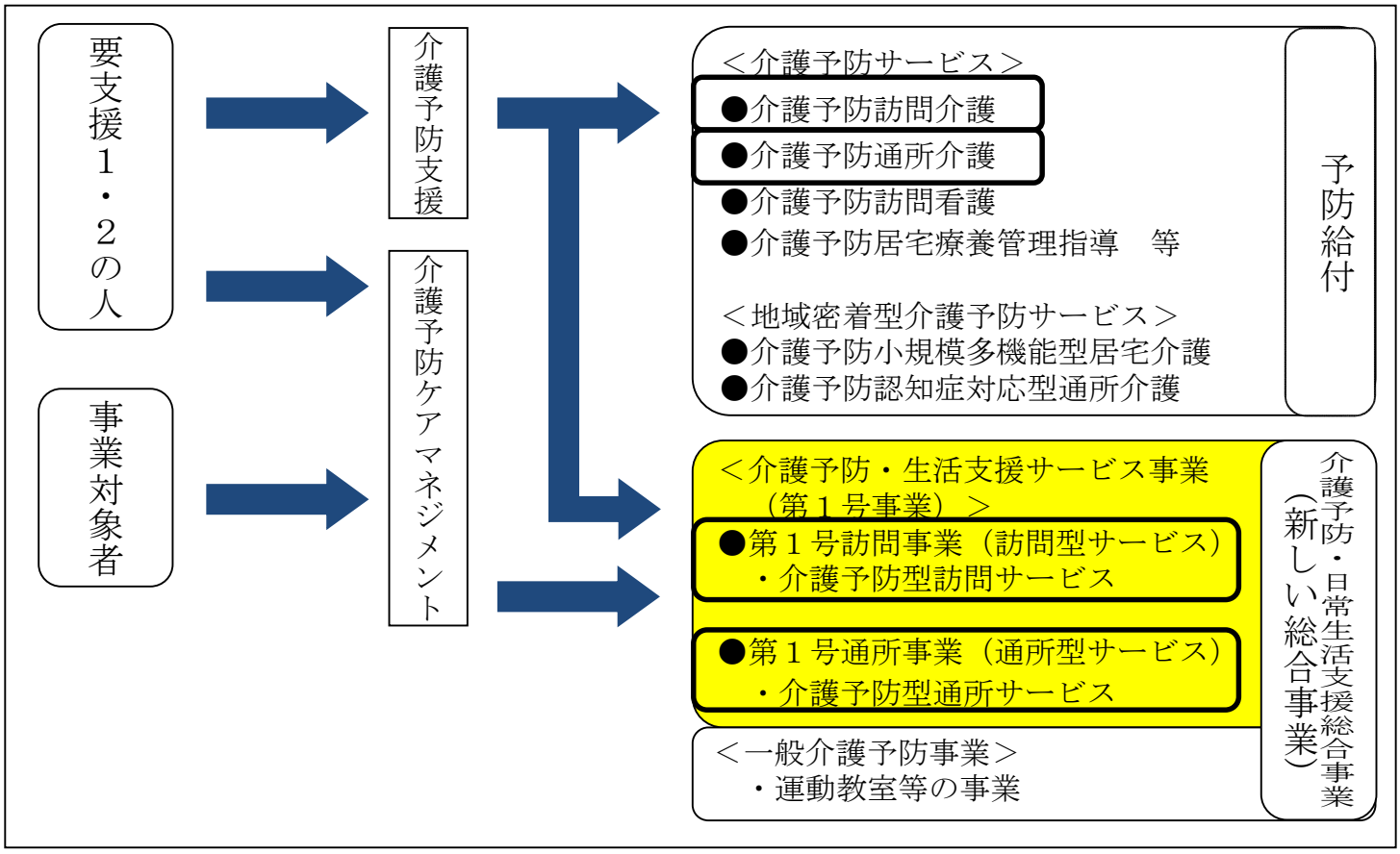

１．第１号事業のサービス名称とサービスコード

サービス名称（サービスコード）
介護予防訪問介護（６１）　⇒　介護予防型訪問サービス（Ａ１またはＡ２）
介護予防通所介護（６５）　⇒　介護予防型通所サービス（Ａ５またはＡ６）

※みなし指定事業者（平成２７年３月３１日以前から介護予防訪問（通所）介護の指定を有する事業者）はＡ１、Ａ５を利用、それ以外の事業者はＡ２、Ａ６を利用します。

２．介護予防訪問（通所）介護から第１号事業への移行

①　【既存の利用者】

以下の(ｱ)、(ｲ)に該当する方が利用する介護予防訪問（通所）介護は、認定更新のタイミングで第１号事業である介護予防型訪問（通所）サービスに移行します。

(ｱ)認定の更新申請を行い『平成２９年４月以降に要支援』と認定された方

(ｲ)『基本チェックリストの実施により事業対象者』と認められた方

②　【新規の利用者】

平成２９年４月以降、新規の要支援者は当初から第１号事業の介護予防型訪問（通所）サービスを利用します。

３．要介護等区分の変更（要支援等から事業対象者）

①　介護予防訪問（通所）介護のみを利用する方は、基本チェックリストの実施により事業対象者の申請が可能となりました。

②　事業対象者が介護予防サービス（住宅改修等）を利用する場合は、新たに認定申請を行う必要があります。

４．介護予防支援または介護予防ケアマネジメント

利用者	利用するサービス (利用できるサービス)	プラン作成費 (サービスコード)
要支援認定者	介護予防サービス	介護予防支援費（４６）
	介護予防サービス＋第１号事業	介護予防支援費（４６）
	第１号事業	介護予防ケアマネジメント費（ＡＦ）
事業対象者	第１号事業	介護予防ケアマネジメント費（ＡＦ）

※要支援者がその認定の有効期間を迎えるまでの介護予防訪問（通所）介護は介護予防サービス、認定の更新後は第１号事業となります。